

○厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則

平成4年1月31日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年厚木市条例第23号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める程度の障害の状態及び学校)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は別表第1のとおりとし、同項に規定する規則で定める学校は別表第2のとおりとする。

(規則で定める状態にある児童等)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める状態にある児童は、次の各号のいずれかの状態にある児童とする。

(1) 児童を監護しない父又は母と生計を同じくしている状態。ただし、当該父又は母が次項に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者に養育されている状態。ただし、当該父又は母が次項に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

2 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める障害の状態は、別表第3のとおりとする。

3 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄してる児童

(2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

(3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(平10規則39・平24規則61・平25規則46・一部改正)

(規則で定める社会保険各法)

第4条 条例第3条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(6) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(平9規則40・平10規則21・平20規則18・一部改正)

(規則で定める施設)

第5条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、同条に規定する医療費の助成要件に該当する者(以下「助成対象者」という。)又は助成対象者に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除く。以下「公費負担施設」という。)とする。ただし、助成対象者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令による措置によらないで公費負担施設に入所している場合については、当該施設は、公費負担施設としない。

(平24規則38・全改)

(規則で定める医療費助成事業)

第6条 条例第3条第2項第4号に規定する規則で定める医療費助成事業は、厚木市中心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年厚木市条例第12号)に基づく医療費助成事業とする。

(規則で定める額)

第7条 条例第3条第3項第1号に規定する規則で定める額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第4のとおりとし、次に掲げる児童の養育者にあつては別表第5のとおりとする。

(1) 条例第2条第2項第1号又は第4号に該当する児童であつて、父又は母がないもの

(2) 第3条第3項第3号に該当する児童であつて、父又は母がないもの

(3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(4) 第3条第3項第4号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

(5) 第3条第3項第5号に該当する児童

2 条例第3条第3項第2号に規定する規則で定める額は、別表第6のとおりとする。

(平24規則61・一部改正)

(規則で定める災害の場合の特例)

第8条 条例第3条第4項に規定する特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産(鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。)につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前々年における当該被害者の所得に関しては、条例第3条第3項の規定を適用しないものとする。

(規則で定める所得の範囲及び額の計算方法)

第9条 条例第3条第5項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第31条に規定する母子家庭自立支援給付金及び同法第31条の10に規定する父子家庭自立支援給付金(次項において「母子家庭自立支援給付金等」という。)に係るものを除く。)及びひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次項において同じ。)に係る所得とする。この場合において、ひとり親等(父又は母に限る。)の監護する児童が父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、当該ひとり親等が支払を受けたものとみなす。

2 条例第3条第5項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(母子家庭自立支援給付金等に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得金額、同法附則第35条の4第1項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額並びにひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から8万円を控除した金額とする。

3 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者(父及び母を除く。)については、27万円(当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円)

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

(6) 前々年分の所得税につき、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第12条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第24条に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

(平6規則35・平8規則37・平14規則41・平15規則49・平18規則47・平26規則33・一部改正)

(医療証の交付申請)

第10条 条例第4条の規定による申請は、医療証交付申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であることを証する書類

- (2) ひとり親家庭等認定調書
- (3) 世帯の状況を証する書類
- (4) 世帯全員の住民票記載事項に関する証明書
- (5) ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類
- 2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者(以下「児童扶養手当受給者」という。)が児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第5号までの書類の添付を省略することができる。
- 3 市長は、条例第4条の規定により申請があった場合において、助成対象者と決定したときは福祉医療証(以下「医療証」という。)を交付し、助成対象者でないと決定したときは医療証交付申請却下決定通知書により通知する。

(平7規則36・一部改正)

(医療証の有効期限)

第11条 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとし、1月1日に更新する。

(医療証の返還)

第12条 助成対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第13条 助成対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付申請書により市長に医療証の再交付を申請することができる。

- 2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。
- 3 助成対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(平7規則36・一部改正)

(助成の方法の特例)

第14条 条例第6条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法により助成対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。
- (2) 前号に定める場合のほか、市長が特別に必要なと認めるとき。
- 2 条例第6条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、支給申請書により市長に申請しなければならない。
- 3 前項の申請には第1項第1号の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、市が国民健康保険法による保険者として助成対象者に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(平7規則36・一部改正)

(規則で定める届出)

第15条 条例第7条第1項の規定による届出は、申請事項変更(消滅)届に医療証を添えて行わなければならない。

- 2 条例第7条第2項の規定による届出は、現況届に認定調書並びにひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得を証する書類を添えて、毎年11月1日から同月30日までに行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が引き続き当該手当を受けられるときは、この限りでない。

(平7規則36・一部改正)

(資格消滅の通知)

第16条 市長は、助成対象者が条例第3条に規定する助成要件に該当しなくなったと認めたときは、資格消滅通知書により助成対象者であった者に通知する。

(平7規則36・一部改正)

(添付書類の省略)

第17条 市長は、申請書、変更届又は現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、同年2月1日から施行する。

附 則(平成4年規則第44号)

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年規則第35号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第36号)

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第37号)

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第40号)

この規則は、平成10年1月1日から施行する。ただし、第4条第4号の改正規定は公布の日から、第5条第1号の改正規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年規則第39号)

この規則は、平成10年8月1日から施行する。ただし、別表第4から別表第6までの改正規定は、平成11年1月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第20号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年規則第41号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第49号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の第9条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる申請及び更新について適用し、施行日前に行われた申請で施行日においてその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則(平成18年規則第47号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第9条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第18号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第49号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第38号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第61号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第46号)

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則(平成26年規則第33号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

1 両眼の視力の和が0.08以下のもの

2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの

3 平衡機能に著しい障害を有するもの

4 そしゃくの機能を欠くもの

5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの

7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 9 一上肢のすべての指を欠くもの
 - 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 11 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 15 1から14までに掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が1から14までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 16 精神の障害であって、1から15までと同程度以上と認められる程度のもの
 - 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が1から16までと同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2(第2条関係)

(平13規則30・平19規則2・平20規則3・平20規則49・一部改正)

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校(同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。)
- 2 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程(同法第70条において準用する同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。)
- 3 学校教育法第1条に規定する高等専門学校(第4学年以上の者を除く。)
- 4 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部
- 5 学校教育法第125条に規定する専修学校の高等課程
- 6 学校教育法第134条に規定する各種学校のうち外国人学校高等部

別表第3(第3条関係)

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 4 両上肢のすべての指を欠くもの
 - 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 9 1から8までに掲げるもののほか、身体の機能に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 10 精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 11 負傷又は病気(以下「傷病」という。)が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第4(第7条関係)

(平4規則44・平6規則24・平6規則35・平7規則36・平8規則37・平9規則40・平10規則39・平14規則41・平24規則61・一部改正)

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円

1人以上	1,920,000円に、当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。以下この項において同じ。)があるときは当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額)
------	---

別表第5(第7条関係)

(平6規則35・平7規則36・平8規則37・平9規則40・平10規則39・一部改正)

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別表第6(第7条関係)

(平6規則35・平7規則36・平8規則37・平9規則40・平10規則39・一部改正)

次の表の左欄に定める区分に応じて、右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)